**平成２５年（フ）第３４０６号**
東京都足立区西新井本町１丁目16―１―209
債務者　田中　治行
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　未央
4　破産債権の届出期間　平成25年５月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年８月23日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第３３３０号**
東京都八王子市中野上町３丁目28―12
債務者　横関　勝彦
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅原貴与志
4　破産債権の届出期間　平成25年５月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年８月29日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
東京地方裁判所民事第20部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２５年（フ）第７６号**
仙台市若林区大和町５丁目11番22―504号
債務者　土崎　勇矢
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２５年（フ）第１３６号**
仙台市太白区八木山本町２丁目６番地の８　アオバコーポラス201
債務者　北浦眞貴夫
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２５年（フ）第１６９号**
仙台市青葉区八幡６丁目８番１―210号
債務者　武田　純悦
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２４年（フ）第５１号**
宮城県本吉郡南三陸町入谷字童子下546番地２
債務者　山内　卓司（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

**平成２５年（フ）第７号**
秋田県大仙市北長野字茶畑４番地１　フラット・カズ201号室、旧住所秋田県大仙市四ツ屋字下新谷地169番地15
債務者　髙橋　恵美
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
秋田地方裁判所大曲支部

**平成２５年（フ）第７９号**
茨城県ひたちなか市東大島３丁目17番18―303号　ときわハイツＢ棟
債務者　公野　哲雄
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
水戸地方裁判所

**平成２５年（フ）第８０号**
茨城県ひたちなか市東大島３丁目17番18―303号　ときわハイツＢ棟
債務者　公野　恵子
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
水戸地方裁判所

**平成２５年（フ）第１０３号**
茨城県東茨城郡城里町大字錫高野821番地の２
債務者　飯村　英昭
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
水戸地方裁判所

**平成２５年（フ）第１０４号**
茨城県水戸市袴塚３丁目12番22号　袴塚コーポ201号
債務者　及川　幸代（旧姓荘司）
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
水戸地方裁判所

**平成２５年（フ）第１０５号**
茨城県ひたちなか市南神敷台31番地３
債務者　吉田　理香
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
水戸地方裁判所

**平成２５年（フ）第１１２号**
茨城県水戸市中河内町2478―４、住民票上の住所茨城県水戸市中河内町925番地の６
債務者　寺門ふみ子
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
水戸地方裁判所

**平成２５年（フ）第３７号**
茨城県石岡市国府４丁目１番22号
債務者　鈴木　敏彦
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２５年（フ）第４６号**
茨城県かすみがうら市上佐谷2507番地３
債務者　小松﨑裕巳
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２５年（フ）第５５号**
茨城県土浦市桜町４丁目６番23号
債務者　福田真由美（旧姓志村）
1　決定年月日時　平成25年４月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係